

令和7年度 第1回佐伯市地域振興部及び観光ブランド推進部
公の施設指定管理者選定委員会

と き：令和7年10月1日（水）14時
ところ：佐伯市役所6階 第1委員会室

～次 第～

- 1 開 会
- 2 後任者の紹介
- 3 自己紹介
- 4 指定管理者制度と選定委員会について
- 5 委員長あいさつ
- 6 議 事

(1) 任意指定しようとする施設について

ア 施設の名称

- ① 佐伯市米水津ふるさと物産館（観光・国際交流課）
- ② 佐伯市シルバーワークプラザ（商工振興課）

イ 指定管理者事業実施要項（案）

(2) 公募しようとする施設について

ア 施設の名称

- ① 佐伯市上浦しおさいの里（観光・国際交流課）
- ② 佐伯市鶴見海望パーク（観光・国際交流課）

イ 指定管理者事業実施（募集）要項（案）

(3) 今後のスケジュールについて

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

佐伯市地域振興部及び観光ブランド推進部の施設指定管理者選定委員会

委員名簿

R7.10.1現在

No.	氏名	所属・職名等	委員区分	男女の別	備考
1	清家 巧貴	税理士	外部委員	男	
2	中村 香純	佐伯市ゲストハウス 「さんかくワサビ」オーナー	外部委員	女	
3	河野 照代	ひとよこい代表	外部委員	女	
4	大畠 美津子	有限会社オーハタパール 代表取締役社長	外部委員	女	
5	平井 伸治	大分銀行佐伯支店兼佐伯長島支店 支店長	外部委員	男	
6	森田 知恵子	佐伯市番匠商工会 経営指導員	外部委員	女	新任
7	半田 慎二	一般財団法人観光まちづくり佐伯 事業推進部長	外部委員	男	
8	吉岡 健児	佐伯市地域振興部長	内部委員	男	副委員長
9	奥村 秀蔵	佐伯市観光ブランド推進部長	内部委員	男	委員長

女性の割合

44.44%

任期：令和8年8月6日まで

指定管理者制度について

地方公共団体が設置した「公の施設」の管理運営については、これまで公共的団体などに限定して管理を委託することが可能でした。これを「管理委託制度」といいます。平成 15 年の地方自治法の一部改正により、従来の「管理委託制度」が廃止され、新たに「指定管理者制度」が創設され現在に至っております。

この「指定管理者制度」は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

具体的には、公の施設の管理業務の請負を希望するものを、株式会社などの「法人」や自治会、NPOなどの「その他の団体」から募集し、これに応じたものの中から市が適当と認めるものを「指定管理者」として指定し、「公の施設」の管理を代行させる制度です。

参考：「管理委託制度」と「指定管理者制度」との比較

No	項目	管理委託制度	指定管理者制度
1	受託主体	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人に限定	法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ない。ただし、個人は不可）
2	法的性格	条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務又は執行の委託	指定により、公の施設の管理権限を、指定を受けた者に委任するもの
3	公の施設の管理権限	設置者たる地方公共団体が有する	指定管理者が有する
	①施設の使用許可	受託者はいできない	指定管理者が行うことができる
	②基本的な利用条件の設定	受託者はいできない	条例で定めることを要し、指定管理者はいできない
	③不服申立に対する決定、行政財産の目的外使用の許可	受託者はいできない	指定管理者はいできない
4	公の施設の設置者としての責任	地方公共団体にある	地方公共団体にある
5	利用料金制度	採ることができる	採ることができる

令和7年10月1日現在

	施設名称	指定期間	公募・任意	所管課
1	佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所	R5. 4. 1～R10. 3. 31	任意	文化芸術交流課
2	佐伯市宇目商業団地関連施設	R4. 4. 1～R9. 3. 31	任意	商工振興課
3	佐伯市シルバーワークプラザ	R3. 4. 1～R8. 3. 31	任意	商工振興課
4	佐伯市弥生地域コミュニティセンター切畑分館	R7. 4. 1～R10. 3. 31	任意	コミュニティ創生課
5	佐伯市弥生地域コミュニティセンター床木分館	R7. 4. 1～R10. 3. 31	任意	コミュニティ創生課
6	佐伯市鶴見地域コミュニティセンター吹分館	R5. 4. 1～R10. 3. 31	任意	コミュニティ創生課
7	佐伯市鶴見地域コミュニティセンター地松浦分館	R5. 4. 1～R10. 3. 31	任意	コミュニティ創生課
8	佐伯市鶴見地域コミュニティセンター沖松浦分館	R5. 4. 1～R10. 3. 31	任意	コミュニティ創生課
9	佐伯市鶴見地域コミュニティセンター羽出分館	R5. 4. 1～R10. 3. 31	任意	コミュニティ創生課
10	佐伯市鶴見地域コミュニティセンター中越分館	R5. 4. 1～R10. 3. 31	任意	コミュニティ創生課
11	佐伯市鶴見地域コミュニティセンター地下分館	R5. 4. 1～R10. 3. 31	任意	コミュニティ創生課
12	佐伯市鶴見地域コミュニティセンター田の浦分館	R5. 4. 1～R10. 3. 31	任意	コミュニティ創生課
13	佐伯市直川地域コミュニティセンター赤木分館	R4. 4. 1～R9. 3. 31	任意	コミュニティ創生課
14	佐伯市直川地域コミュニティセンター仁田原分館	R4. 4. 1～R9. 3. 31	任意	コミュニティ創生課
15	佐伯市直川地域コミュニティセンター横川分館	R4. 4. 1～R9. 3. 31	任意	コミュニティ創生課
16	佐伯市直川地域コミュニティセンター上直見分館	R4. 4. 1～R9. 3. 31	任意	コミュニティ創生課
17	佐伯市直川地域コミュニティセンター下直見分館	R4. 4. 1～R9. 3. 31	任意	コミュニティ創生課
18	佐伯市うめキャンブ村	R7. 4. 1～R12. 3. 31	公募	観光・国際交流課
19	佐伯市グリーンパーク直川	R7. 4. 1～R12. 3. 31	公募	観光・国際交流課
20	佐伯市鉱泉センター直川	R7. 4. 1～R9. 3. 31	公募	観光・国際交流課
21	佐伯市直川憩の森公園	R7. 4. 1～R12. 3. 31	公募	観光・国際交流課
22	佐伯市道の駅宇目	R6. 4. 1～R11. 3. 31	公募	観光・国際交流課
23	佐伯市道の駅かまえ	R6. 4. 1～R11. 3. 31	公募	観光・国際交流課
24	佐伯市道の駅やよい	R6. 4. 1～R11. 3. 31	公募	観光・国際交流課
25	佐伯市宇目柳瀬農村体験モデル施設	R5. 4. 1～R10. 3. 31	公募	観光・国際交流課
26	佐伯市鶴見マリクラブハウス	R5. 4. 1～R10. 3. 31	公募	観光・国際交流課
27	佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設	R4. 4. 1～R9. 3. 31	公募	観光・国際交流課
28	佐伯市小半ふれあい広場	R4. 4. 1～R9. 3. 31	公募	観光・国際交流課
29	佐伯市小半森林公園キャンプ場	R4. 4. 1～R9. 3. 31	公募	観光・国際交流課
30	佐伯市木浦地区ふれあい施設（木浦名水館）	R4. 4. 1～R9. 3. 31	公募	観光・国際交流課
31	佐伯市藤河内溪谷観光施設等（藤河内湯一とびあ・藤河内キャンプ場）	R4. 4. 1～R9. 3. 31	公募	観光・国際交流課
32	大入島食彩館	R4. 4. 1～R9. 3. 31	公募	観光・国際交流課
33	佐伯市高平キャンプ場	R4. 4. 1～R9. 3. 31	公募	観光・国際交流課
34	佐伯市米水津ふるさと物産館	R3. 4. 1～R8. 3. 31	任意	観光・国際交流課
35	佐伯市上浦しおさいの里		公募	観光・国際交流課
36	佐伯市鶴見海望パーク		公募	観光・国際交流課

【令和7年10月1日現在】

◎36施設《公募：18施設／任意指定：18施設》 今回対象施設色付け

- ・文化芸術交流課 1施設
- ・商工振興課 2施設
- ・コミュニティ創生課 14施設
- ・観光・国際交流課 19施設

佐伯市米水津ふるさと物産館の指定管理者の任意指定理由書

1. 現況について

指 定 期 間：令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

指定管理者：米水津水産加工協同組合 代表理事 山田 仁志

選 定 方 法：任意指定

2. 次期指定期間にかかる指定管理者の選定について

任意指定としたい

(任意指定理由)

米水津ふるさと物産館は、平成8年度に「農林水産物及び加工品等、特産品を販売し、情報発信の場、雇用創出の場をつくることで地域の活性化を図る。」ことを目的として設置されました。その管理は、当該地域で干物加工を行う全事業者で組織する「米水津水産加工協同組合」に委託し、指定管理制度移行後も引き続き管理委託してきました。

米水津地域の干物加工はいうまでもなく同地域最大の産業であり、全国屈指のブランド力を確立しており、米水津地区や佐伯市の地域イメージを高めています。これは、同組合が品質向上やマーケティングにたゆまぬ努力を続けてきた賜物といえます。そのような中、米水津ふるさと物産館は、米水津地区全12社の干物を販売する同組合のアンテナショップとしての重要な役割を果たしています。なお、令和5年4月1日より水産加工品を自動販売機による屋外販売とし、営業時間や休館日にかかわらず、24時間販売を行っています。販売内容も定期的にローテーションで変えたり、加工品の生産状況に応じて内容を変更したりするなど、同組合ならではのきめ細かな対応も行っています。

また、レストランでも、地元ならではの鮮魚を用いた料理を提供しています。

さらに、これまで同組合による経営努力により、市の指定管理委託料は0円で運営しています。今後も健全な運営が図られるものと推測されます。

以上のことから、地域に継続的な雇用を生み、地域を活性化させ、さらには米水津（市）の水産加工品のブランド力の維持、販路拡大に寄与するため、公募によらず、同組合を指定管理者の候補者として任意に選定すべきであると考えます。

上記の理由は、

○佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

第2条「市長は、指定管理者を指定しようとする場合においては、特別の事情があると認めるときを除き公募するものとする。」

○佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

第2条第2項第1号「公の施設の設置目的、業務の性質等から特定の団体に管理させることが、当該公の施設の適切な管理運営に資すると認められるとき。」

に該当すると考えられる。また、指定管理の対価（委託料）は、0円である。

このことを鑑み、観光・国際交流課としては、地元の活性化や観光推進の一役を担っている現指定管理者である米水津水産加工協同組合を前回に引き続き指定管理者として任意指定したい。

佐伯市シルバーワークプラザの指定管理者の任意指定理由書

1. 現況について

指 定 期 間：令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

指定管理者：公益社団法人 佐伯市シルバー人材センター 理事長 下川 健

選 定 方 法：任意指定

2. 次期指定期間にかかる指定管理者の選定について

任意指定としたい

(任意指定理由)

佐伯市シルバーワークプラザは、平成18年度より「健康で働く意欲のある高年齢者の就業機会の確保を通して、高年齢者の社会参加と福祉の増進を図るとともに、その能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。」ことを目的として設置されました。

又、公益社団法人 佐伯市シルバー人材センターは、「定年退職者等の高年齢退職者の希望に応じた職業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進をはかることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。」として設立されています。佐伯市において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条の規定に基づく指定法人は、公益社団法人 佐伯市シルバー人材センターしか無いため、公募選定によらず、同センターを指定管理者の候補者として任意に選定することとしたい。

上記の理由は、

■佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

第2条「市長は、指定管理者を指定しようとする場合においては、特別の事情があると認めるときを除き公募するものとする。」

■佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則

第2条第2項第1号「公の施設の設置目的、業務の性質等から特定の団体に管理させることが、当該公の施設の適切な管理運営に資すると認められるとき。」に該当すると考えられる。また、指定管理の対価（委託料）は、0円である。

このことを鑑み、商工振興課としては、高年齢退職者等の就業機会と生きがいの充実、社会参加の推進による高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている、現指定管理者である公益社団法人 佐伯市シルバー人材センターを、前回に引き続き指定管理者として任意指定したい。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者を指定しようとする場合においては、特別の事情があると認めるときを除き公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書面

(指定管理者の指定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) その事業計画による公の施設の運営が市民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

2 前項の規定による指定管理者の候補者の選定に関し必要な事項を審議するため、佐伯市公の施設指定管理者選定委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ委員会に諮問しなければならない。

4 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 第2項及び前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(事業報告書の作成及び提出)

第5条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第7条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第6条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第9条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第10条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第11条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条、第5条及び次条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、第4条第2項中「佐伯市公の施設指定管理者選定委員会」とあるのは「佐伯市教育委員会公の施設指定管理者選定委員会」とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月3日から施行する。

附 則(平成23年3月31日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この告示は、佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年佐伯市条例第31号)第4条第5項の規定に基づき、地域振興部及び観光ブランド推進部の所管する公の施設における指定管理者の候補者の選定を、公平かつ適正に実施するため、佐伯市地域振興部及び観光ブランド推進部公の施設指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定に関し必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱又は任命する委員若干人をもって組織する。

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は委員のうちから互選するものとする。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名するものがその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会議)

第5条 委員会の会議(次項において「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は会議を総理する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、指定管理者の候補者の選定に必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、指定管理者の候補者の選定に必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(委員の責務等)

第7条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、指定管理者の指定の申請を行った法人その他の団体の役員又はこれに準じる者であるときは、指定管理者の候補者の選定について審議することができない。

(審議結果の答申等)

第8条 委員会は、指定管理者の候補者の選定をしたときは、審議の結果を文書により市長に答申するとともに、これを公表するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域振興部文化芸術交流課並びに観光ブランド推進部観光・国際交流課及び商工振興課で行う。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成18年4月27日告示第118号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第45号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第50号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月7日告示第161号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第44号)
この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月18日告示第100号)
この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年3月30日告示第57号)
この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日告示第54号)
この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日告示第57号)
この告示は、令和6年4月1日から施行する。

令和7年度 佐伯市地域振興部及び観光ブランド推進部公の施設の指定管理にかかるとスケジュール

7月			8月			9月			10月			11月			12月			令和8年1月			令和8年2月			令和8年3月		
日	曜	摘要	日	曜	摘要	日	曜	摘要	日	曜	摘要	日	曜	摘要	日	曜	摘要	日	曜	摘要	日	曜	摘要	日	曜	摘要
1	火		1	金		1	月		1	水	第1回選定委員会(募集要項・スケジュールの確認)	1	土		1	月		1	木	元日	1	日		1	日	
2	水	6月議会 閉会日	2	土		2	火	9月議会開会日	2	木		2	日		2	火		2	金		2	月		2	月	
3	木		3	日		3	水		3	金	募集要項の配布 公募の告示	3	月	文化の日	3	水		3	土		3	火		3	火	
4	金		4	月		4	木		4	土		4	火		4	木		4	日		4	水		4	水	
5	土		5	火		5	金		5	日		5	水		5	金	申請書 提出締切(追加分)	5	月		5	木		5	木	
6	日		6	水		6	土		6	月		6	木		6	土		6	火		6	金		6	金	
7	月		7	木		7	日		7	火	現地説明	7	金		7	日		7	水		7	土		7	土	
8	火		8	金		8	月		8	水	質問票の受付	8	土		8	月		8	木		8	日		8	日	
9	水		9	土		9	火		9	木		9	日		9	火		9	金	審議結果の答申・選定結果 通知(市長決裁・追加分)	9	月		9	月	
10	木		10	日		10	水		10	金	質問票の締切	10	月	現地説明(追加分)	10	水		10	土		10	火		10	火	
11	金		11	月	山の日	11	木		11	土		11	火	質問票の受付(追加分)	11	木		11	日		11	水	建国記念の日	11	水	
12	土		12	火		12	金		12	日		12	水		12	金		12	月	成人の日	12	木		12	木	
13	日		13	水		13	土		13	月	スポーツの日	13	木		13	土		13	火		13	金		13	金	
14	月		14	木		14	日		14	火	質問票の回答	14	金	質問票の締切(追加分)	14	日		14	水		14	土		14	土	
15	火	9月市報締め切り	15	金		15	月	敬老の日	15	水	申請書の提出期間 決算特別委員会	15	土		15	月		15	木		15	日		15	日	
16	水		16	土		16	火		16	木	決算特別委員会	16	日		16	火		16	金		16	月		16	月	
17	木		17	日		17	水		17	金	決算特別委員会	17	月		17	水	12月議会閉会日	17	土		17	火		17	火	
18	金		18	月		18	木		18	土		18	火	質問票の回答(追加分)	18	木		18	日		18	水		18	水	3月議会閉会日
19	土		19	火		19	金		19	日		19	水	申請書の提出期間(追加分:12.5まで)	19	金	指定管理の指定(市長決裁)	19	月		19	木		19	木	
20	日		20	水		20	土		20	月		20	木		20	土		20	火		20	金	3月議会開会日	20	金	春分の日
21	月	海の日	21	木		21	日		21	火		21	金		21	日		21	水		21	土		21	土	
22	火		22	金		22	月		22	水		22	土		22	月	第4回選定委員会(審議結果・配 点確認・決定に就いてヒアリング)	22	木		22	日		22	日	
23	水		23	土		23	火	秋分の日	23	木	申請書 提出締切	23	日	勤労感謝の日	23	火	第4回選定委員会(審議結果・配 点確認・決定に就いてヒアリング)	23	金		23	月	天皇誕生日	23	月	指定管理の指定(市長決 裁・追加分)
24	木		24	日		24	水		24	金	申請書類のチェック	24	月	振替休日	24	水	第4回選定委員会(審議結果・配 点確認・決定に就いてヒアリング)	24	土		24	火		24	火	
25	金		25	月		25	木	9月議会閉会日	25	土		25	火		25	木		25	日		25	水		25	水	
26	土		26	火		26	金	選定委員に資料事前配布	26	日		26	水	12月議会開会日	26	金		26	月		26	木		26	木	
27	日		27	水		27	土		27	月		27	木		27	土		27	火		27	金		27	金	
28	月		28	木		28	日		28	火		28	金		28	日		28	水		28	土		28	土	
29	火		29	金		29	月		29	水	第2回選定委員会(審議結果・配 点確認・決定に就いてヒアリング)	29	土		29	月		29	木		29	日		29	日	
30	水		30	土		30	火		30	木	第2回選定委員会(審議結果・配 点確認・決定に就いてヒアリング)	30	日		30	火		30	金		30	月		30	月	
31	木		31	日		31	金		31	土	第2回選定委員会(審議結果・配 点確認・決定に就いてヒアリング)	31	月		31	水		31	土		31	火	(4/1指定管理開始)	31	火	(4/1指定管理開始)

10月上旬～中旬:12月議会議案提出予定表
10月下旬:12月議会議案提出期限
1月中旬:3月議会議案提出期限